

法人市民税 予定申告書（第20号の3様式）の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「※処理事項」	記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に金額を記載してください。
3 「法人番号」	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告から、13桁の法人番号を記載してください。
4 「法人名」	省略せずに、正式名称を記載してください。
5 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の市町村に事務所等を有する法人が、本市内に支店等のみを有する場合は、主たる支店等の所在地も併記してください。
6 「代表者氏名」	この申告の提出時における法人の代表権を有する者の氏名を記載してください。
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に記載してください（「貨物運送業」等）。なお、2以上の事業を行っている場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業を○印で囲んでください。
8 「前期末現在の資本金の額又は出資金の額」、 「前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」、 「前期末現在の資本金等の額」	<p>前事業年度の末日現在における、それぞれの額を記載してください。</p> <p>*通算子法人は、当該事業年度の開始の日から属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の資本金の額又は出資金の額を（ ）内に記載してください。</p>
9 「予定申告税額②」及び「この申告により納付すべき法人税割額④」	<p>①の欄の金額に6を乗じて得た金額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して算定します。なお、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。</p> <p>*通算子法人で、当該事業年度開始の日から法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合には、分子の「6」を当月月数に読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>この金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載してください。</p>
10 「算定期間中において事務所等を有していた月数⑤」	<p>1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載してください。</p> <p>*算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった</p>

	場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
1 1 「 円 × $\frac{\text{⑤}}{12}$ ⑥」	均等割額に⑤の欄の月数を乗じて得た金額を12で除して得た金額を記載し、この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
1 2「岩出市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」⑧	当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載します。なお、新設又は廃止された事務所等にあっても、その算定期間の末日現在における従業者の数を記載します。 *通算子法人は、当該事業年度の開始の日から属する当該法人に係る通算親法人の事業年度開始の日から6月を経過した日の前日現在の従業者の数を記載してください。
1 3「前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細」(⑨から⑰までの各欄)	それぞれの欄に対応する前事業年度又は前連結事業年度の確定申告書に記載した金額を記載してください。
1 4「通算親法人の事業年度の期間」	通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度の期間を記載してください。